

対馬市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成26年9月26日(金) 午前10時30分から午後11時40分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 会議室

3. 出席委員 (23人)

1番 太田吉雄	2番 鬼橋孝幸	3番 桐谷善明
4番 小島喜介	6番 庄司幹雄	7番 長瀬円
8番 初村重政	9番 岡村高史	10番 松村英二
11番 吉野敏	13番 佐伯武久	14番 佐伯理
15番 永留縫子	16番 兵頭榮	17番 御手洗輝美
19番 小宮貞司	20番 小宮正至	21番 神宮教子
22番 須川久巳	24番 上野秀一	25番 米田賢明
26番 春田新一	27番 中村國安	

4. 欠席委員 (6人)

5番 畑島孝吉	12番 阿比留なみ恵	18番 糸瀬安則
23番 縫田和己		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第15号 非農地証明書交付願いについて
議案第16号 農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更に係る意見決定について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局長補佐	庄司 克 啓
農林水産部農林振興課主任	阿比留 秀 和
中対馬振興部地域振興課係長	中村 龍 一
上対馬振興部地域振興課課長補佐	玖 須 博 一

7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成26年度対馬市第5回農業委員会総会を開催します。現在の委員定数は27名、本日の出席者は23名で、総会は成立しますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、15番の永留縫子委員、16番の兵頭榮委員にお願いいたします。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております農業委員会総会議事日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、本日1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名します。

それでは、議事日程第4、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、議案第13号の事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

議案第13号は、農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号1は、美津島町〇〇の〇〇さんから、上県町〇〇の〇〇さんに「畑5筆」を売買するものでございます、現在の経営面積は17,998平米でございます。次のページをお開きください。

番号2は、上県町〇〇の〇〇さんから、上県町〇〇の〇〇さんに「畑4筆」を売買するものでございます、現在の経営面積は17,998平米でございます。

なお、面積の欄で持分2分の1となっています4筆は、番号1、2の譲渡人の共有となっております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1、2併せて、地元委員の補足説明をお願い

いします。

(20番委員挙手)

20番 小宮正至委員

ただ今、事務局より説明がございました、番号1、2について補足説明をいたします。

9月22日の午前中に担当の玖須さんと私、譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんと4名で現地立会をいたしました。

事務局で持分の説明がありましたが、〇〇さんと〇〇さんの2分の1の共有となっています、共有の土地を〇〇さんに、それぞれ売買するようになります、双方とも確認しましたので、問題ないと思われます。

ご審議の程、お願いします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので、議案13号につきまして賛否を問います。本案件に、原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます、議案13号につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の3ページをお開き願います。

議案第14号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。

番号1は、美津島町〇〇の〇〇さんから豊玉町〇〇の〇〇さんに田1筆、2,077平米を無償貸与し、太陽光発電用地に転用する申請でございます。

「位置図・配置図」及び「現況写真」等を4ページから9ページに添付しておりますので、ご参照下さい。

番号2は、峰町〇〇の〇〇さんから上対馬町〇〇の〇〇さんに畑1筆662平米を売買しまして、太陽光発電用地に転用する申請でございます。

「位置図・配置図」及び「現況写真」等を10ページから15ページに添付しておりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(13番委員挙手)

13番 佐伯武久委員

議案第14号番号1の補足説明をいたします、9月19日に現地確認をいたしました、申請人の夫である〇〇さんと担当職員であります中村さんと3人で立会をおこないました。

土地所有者は兄であります、今後耕作する意思もありませんので、借り受けをして太陽光発電パネルを設置するものです。

隣接地にはすでに、太陽光発電パネルが設置されておりますので、転用による問題はないと思われますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(16番委員挙手)

16番 兵頭 榮委員

それでは、私から現地調査や内容について補足説明をいたします、農業委員会事務局より〇〇地区内に太陽光発電の設置する為の申請があったとの連絡があり、今月の24日に中村会長と私と庄司課長補佐との3名で現地調査に行きました。

譲受人の〇〇氏は入院のため立会できず、譲渡人の〇〇氏が立会をし、説明を受けました、現地の状況、隣地との関係、農振地域であるかどうかを調査して参りました。

この農地は3年前まで耕作されておりましたが、ワイヤーメッシュの甲斐もなく、イノシシの被害に遭い、耕作を断念したとの説明でありました、また、周りは耕作放棄地で、他の農地への影響も無く、農振地域で無いことも確認しておりますので、皆様の審査をお願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員の補足説明がありました、質疑等はございませんか。

(2番委員挙手)

2番 鬼橋孝幸委員

これは質問ではありませんが、14号議案の番号1は、何ヶ月前の〇〇さんが申請されておりました、隣ですか。

(事務局長挙手)

事務局長

前の申請されました土地の隣になります。

議 長

他にございませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、議案14号につきまして賛否を問います、本案件に、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成多数でございます、議案第14号について、当委員会の意見を付し、県知事に進達することに決定いたします。

議 長

次に、議案第15号「非農地証明書交付願いについて」を議題といたします、今回は2件であります。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書16ページをお開きください。

議案第15号の「非農地証明書交付願いについて」をご説明いたします。

番号1の申出人は上対馬町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑、1筆で489平米でございます。

位置図、写真等は17から20ページをご参照ください。

番号2の申出人は福岡市西区の〇〇さんで、申請地は上対馬町〇〇の畑、2筆で2,227平米でございます。

位置図、写真等は21から24ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いいたします。

(26番委員挙手)

26番 春田新一委員

26番の春田でございます、ただ今上程されました、議案第15号、非農地証明書交付願いについて、補足説明をいたします。

先ほど事務局の方から説明がありました、〇〇の〇〇さんの土地であります、昭和45年頃から何も作ってなくて、写真を見ていただければ分かりますように、雑草、雑木が生い茂っている状況であります、かなり大きな木に成っております。

現地を振興部の玖須課長補佐と私と〇〇さん、3名で立会をいたしました、結構、茂っており、耕作は出来ない状態でした、委員皆様のご了解をいただきたいと思っております、よろしく申し上げます。

(25番委員挙手)

25番 米田賢明委員

議案第15号番号2について、ご説明いたします。

申請人の親戚になります、〇〇さんと私と担当の玖須さんの3名で現地確認を19日におこないました。

現地は畑ということで、立会をしました。現地は平らな部分は道路に成っており、山みたいな斜面が畑になっておりました。

植林から30年ほど経っており、写真のとおり山林でございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

ただ今、地元委員の補足説明がありました、質疑等ございませんか。

(質疑無しの声あり)

質疑が無いようにありますので賛否をお諮りします。

議案15号につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます、議案15号は、原案のとおり交付することに決定いたします。

議 長

次に、議案第16号「農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更にかかる意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の25ページをお開きください。

議案第16号、「農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更に係る意見決定について」をご説明いたします。

提案理由、「農業経営基盤強化促進基本構想」は、農業経営基盤強化法に基づき都道府県が策定する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市町村が独自に定めるもので、長崎県の基本方針が平成26年6月に策定され、法の定めによりその後3か月以内に市の基本構想を変更する必要があるため、対馬市長から意見を求められているため、提案するものです。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。この案件につきましては、農林・しいたけ課の石丸主任の説明後に質疑・採決に入ります。

石丸主任、お忙しい中ありがとうございます、早速ですが、ご説明をお願いします。

農林・しいたけ課 石丸主任

農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更についてご説明いたします、都道府県の基本構想については、概ね5年ごとに見直しを求められ、対馬市においても基本構想の見直しをするものであります。

主な変更点は青年就農給付交付金によります、青年層の育成、農地中間管理事業によります、農地集積方法の変更であります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はありませんか。

それでは、議案第16号の意見決定につきまして、異議ございませんでしょうか。

(2番委員挙手)

2番 鬼橋孝幸委員

今の説明、また、文書では、よく分からないところがあります、採決と言われても、よく分かりません。

議 長

協議会で話し合いたいとおもいます。協議会にします。

(農林しいたけ課、事務局より追加の説明をする。各農業委員さんより実際の農業の状況を聞く。農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の変更の意見書の必要性を説明する。)

議 長

総会に戻ります。

農業委員さん、それぞれの貴重なご意見ありがとうございました、ご不満な点も多々あると思いますが、まとめたいと思います。

この案件にご異議ございませんでしょうか。

(異議無しの声あり)

それでは、本案件には異議なしと認め、意見書を対馬市農林しいたけ課に提出いたします。

議 長

以上で、本日提案されました、議案を、皆様方には慎重に、ご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5 その他の事項ですが何かありませんでしょうか。

ないようにありますので、これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

会 長 中 村 國 安

署名委員

署名委員
